

西南学院大学汀寮(女子寮)細則

2007(平成 19)年 12 月 4 日
制定

(目的)

第 1 条 この細則は、西南学院大学学生寮規程(2007(平成 19)年 12 月 4 日制定)第 26 条の規定に基づき、汀寮(女子寮)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(場所)

第 2 条 汀寮は、福岡市早良区百道 1 丁目 14 番 20 号に置く。

(寮委員)

第 3 条 寮委員は、次に掲げる委員(各 1 名)をもって構成する。

- (1) 寮長
- (2) 副寮長
- (3) 会計
- (4) 美化
- (5) イベント
- (6) 書記

2 寮委員の役割は、別に定める。

(寮費その他の諸経費)

第 4 条 寮生は、次に掲げる寮費その他の諸経費(以下「寮費等」という。)を納めなければならない。この場合において、所定の期日までに納入しない場合は、退寮を命ずることがある。

- (1) 共益費は、年額 10,000 円とする。
- (2) 寮費(水道光熱費など一般雑費)は、年額 144,000 円(12 か月で分割納入)とし、月額 12,000 円とする。
- (3) 食費(食材費・調理費等)は、年額 226,000 円(4 月から 7 月まで及び 10 月から 1 月までの 8 か月で分割納入)とし、月額 28,250 円とする。
- (4) 施設費(居室等の施設利用費等)は、次に掲げるとおりとする。
ア 個室は、年額 276,000 円(12 か月で分割納入)とし、月額 23,000 円とする。
イ 2 人室は、年額 228,000 円(12 か月で分割納入)とし、月額 19,000 円とする。
- (5) 共益費、寮費及び施設費は、いったん納入した後は、理由のいかんに関わらず返還しない。

(寮費等の納入方法)

第 5 条 寮費等は、大学が指定する方法により、毎月 25 日に納入する。

2 何らかの事情により当月分の納入ができなかった場合は、翌月の納入日に 2 か月分を併せて納入する。

3 3 月分は、2 月分に併せて 2 月 25 日に納入する。

(食事)

第 6 条 食事の提供は、原則として平日及び土曜日に行い、その内容は朝食及び夕食とする。

2 食事の提供期間は、日曜、祝日、本学が定めた休業日、夏季休暇期間、冬季休暇期間及び後期試験最終日の翌日から入学式の前日までを除いた期間とする。

3 食事をとらないこと(以下「欠食」という。)は、原則としてこれを認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、欠食を認める。

- (1) 家族の慶弔
- (2) 病気及び怪我
- (3) 授業及び課外活動のための合宿及び試合等
- (4) 教育実習等
- (5) 就職試験
- (6) その他、寮監が認めるもの

4 前項の欠食の場合は、欠食する日の3日前までに寮監に願い出て、その許可を得るものとする。

5 前項の許可が得られた場合は、食材費相当額を返還する。ただし、その欠食は1日単位(朝・夕2食)以上とする。

(生活時間)

第7条 寮生の生活時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、寮監が認める場合は、この時間を変更することがある。

- (1) 起床 7:15
- (2) 門限 23:00
- (3) 点呼 23:00
- (4) 消灯 23:30

ただし、居室については、学習の便宜を図るため、各自の責任において節度ある使用を前提とし延長を認める。

- (5) 食事 朝食 7:30 から 8:30 まで 夕食 18:00 から 20:30 まで
- (6) 入浴 17:30 から 23:00 まで
- (7) シャワー 7:15 から 23:00 まで
- (8) 湯沸室の利用 7:15 から 23:00 まで
- (9) 洗濯 7:15 から 22:30 まで
- (10) アイロン 7:15 から 22:30 まで

(冷暖房期間)

第8条 寮内の冷暖房期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、寮監が認める場合は、この期間を変更することができる。

- (1) 冷房 6月15日から9月30日まで
- (2) 暖房 11月15日から4月10日まで

(生活基準)

第9条 寮生は、次に掲げる生活基準を守らなければならない。

- (1) 寮生は、自室は勿論、寮の内外の清掃に協力しなければならない。
- (2) 寮生は、順番に、食事当番、清掃当番及び週番に従事しなければならない。

- (3) 寮生は、寮生以外の者を寮内に入れてはならない。ただし、家族、親戚、教職員及び女性の友人との面会に限り、指定された場所で行うことができる。この場合において、面会時間は午前 9 時から午後 8 時までとする。
- (4) 寮内での集会及び掲示は、前もって寮監の許可を得ること。
- (5) 寮生は、在寮表示名札により、在室又は外出を明らかにすること。
- (6) 所持品の管理及び居室の戸締りについては、各自で責任を持つこと。
- (7) 寮内での飲酒及び喫煙は禁止する。
- (8) 居室に電気製品を持ち込む場合は、電気容量に配慮しなければならない。
- (9) 音響機器については、他の寮生の迷惑にならないよう、夜間等は、音量に留意し、必要に応じヘッドホン等を使用すること。
- (10) 居室の壁及び建具類に傷をつけるような釘などを打たないこと。
- (11) アルバイトをする場合は、学業と寮生活を優先し、それらに支障があってはならない。

(外泊)

第 10 条 外泊を希望する場合は、原則として外泊を希望する日の 1 週間前までに所定の外泊願を寮監に提出し、許可を得なければならない。

2 外泊は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 家族の慶弔
- (2) 病気及び怪我
- (3) 授業及び課外活動のための合宿及び試合等
- (4) 教育実習等
- (5) 就職試験
- (6) 旅行及び帰省
- (7) その他、寮監が認めるもの

3 寮監は、外泊の理由等について、保証人に確認する場合がある。

(病気又は事故)

第 11 条 寮生は、病気又は事故が発生した場合は、直ちに寮監、寮委員及び大学が管理を委託した者(以下「寮管理人」という。)に報告し、適切な処置を講じなければならない。

(火災又は盗難)

第 12 条 寮生は、寮内の火災予防に十分注意しなければならない。

2 火災発生の場合は、直ちに初期消火の処置を講じるほか、寮生、寮監、寮管理人及び消防署に連絡しなければならない。

3 寮生は、寮内における盗難が発生した場合は、直ちに寮監、寮委員及び寮管理人に報告しなければならない。

(設備、備品等の破損)

第 13 条 寮生は、寮内の設備、機器及び居室の備品を破損した場合又は使用出来なくなった場合は、直ちに寮監、寮委員及び寮管理人に報告しなければならない。

(寮生以外の宿泊)

第 14 条 寮生以外の者の宿泊は、原則として認めない。ただし、特別な事情がある場合は、寮監が許可することがある。

2 前項の許可を得て宿泊する場合は、利用料(寝具及び部屋利用料等)として 1 日あたり一人 1,500 円を所定の方法により納入しなければならない。

(所管部署)

第 15 条 この規程に関する事務は、学生部学生課の所管とする。

(細則の改廃)

第 16 条 この細則の改廃は、寮運営委員会の議を経て、部長会議が行う。

附 則

1 この細則は、2008(平成 20)年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、西南学院大学汀寮(女子学生寮)細則(1996(平成 8)年 12 月 10 日制定)は、廃止する。